

2/17日～3/17日 税の申告

平成25年分の確定申告と
平成26年度市・県民税の申告相談・受付

日時 2月17日～3月17日

午前9時～午後5時

場所 名張市役所1階大会議室

ゆめドームうえの (伊賀市ゆめが丘)

※土・日曜日は除く。会場の混雑状況によっては早めに受付を終了させていただく場合がありますので、午後4時までにお越しいただくようお願いいたします。

インターネット上の税務相談 「タックスアンサー」のご案内

国税庁ホームページでは、税金に対するよくある質問に対する回答を、税金の種類ごとに提供しています。インターネット環境のあるパソコンや携帯電話などで、「タックスアンサー」で検索ください。

http://www.nta.go.jp/taxanswer

市民税・県民税申告の変更点

- ◎申告書の様式を変更しました。
※ 申告書は、2月10日(金)ごろ送付予定
- ◎市役所課税室(1階13番窓口)では申告受付を行いません。市役所1階大会議室または出張申告相談で申告受付を行います。
※ 課税室(13番窓口)では、申告期間外も申告受付を行いません。

平成26年度 主な税制改正

復興増税について

防災施策の財源確保のために一定期間、個人の所得税および市・県民税が変更となります。

▼所得税

平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額が、復興特別所得税の課税対象となります。
復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

▼市・県民税

平成26年度から平成35年度までの各年度の均等割額が引き上げられます(下表のとおり)。

	復興増税
市民税均等割額	500円
県民税均等割額	500円
合計額	1,000円

■みえの森と緑の県民税

災害に強い森林づくりと、県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、県民税の均等割が引き上げられます(下表のとおり)。

	みえの森と緑の県民税
市民税均等割額	0円
県民税均等割額	1,000円
合計額	1,000円

◎平成26年度から市・県民税の均等割額の総額は、これまでの4,000円から6,000円になります。

▶ 申告が必要な人は…

所得税

☎ 上野税務署 ☎ 21-0950

確定申告が必要な人

- ◎給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える人
- ◎給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円以上の人
- ◎給与を2カ所以上からもらっていて、所得の合計が20万円以上の人
- ◎営業・農業・報酬等・不動産・年金・譲渡などの所得があり、税法により所得税の納税が必要な人

申告すれば税金が戻ってくる人

- ◎給与所得や退職所得があり、医療費控除や住宅ローン控除などを受けられる人
- ◎給与所得者で年の途中で退職したなど、年末調整を受けなかった人
- ◎予定納税したが、確定申告の必要がなくなった人

★源泉徴収された税金や予定納税した税金が、納めすぎの場合は税金が戻ってきます(還付)。還付申告をされる場合は、還付を受ける振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

◎確定申告の問い合わせ専用窓口「確定申告電話相談センター」[3月17日(日)まで]

→上野税務署(☎21-0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

- ※譲渡所得・贈与税・消費税の申告は名張市役所会場でも受け付けますが、ゆめドームうえの会場(伊賀市ゆめが丘)を案内させていただく場合があります。なお、上野税務署には申告会場を設けていません。
- ※平成25年分の確定申告書は1月末頃に送付予定ですが、電子申告推進のため、昨年電子申告をした人(申告会場でパソコン入力をした人を含む)と、国税庁HPから申告書を作成し提出した人には送付されません(代わりに申告案内が送付されます)。申告書が届かない場合でも、確定申告が必要な人は必ず申告してください。

◎電子申告(e-Tax)しませんか?

所得税の確定申告を電子申告(e-Tax)で行うと、書類の添付が省略できたり、還付を受ける期間が短縮できたりする利点があります。

※ 贈与税についても、e-Taxが利用できます。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

市民税・県民税

☎ 課税室 ☎ 63-7429

市・県民税申告が必要な人

- ◎平成26年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする必要のない人のうち次に該当する人
- ・給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
- ・公的年金などの収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得金額が20万円以下で確定申告をする必要のない人
- ・事業所得や不動産所得などがあり市・県民税のみ課税になる人

※ 市民税・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税の算定を行うのに必要な場合があります。◎申告書には必ず電話番号を記載してください。

▶ 申告の持ち物

- 印鑑・筆記用具
- 源泉徴収票(原本)
- 申告書、税務署からのお知らせはがき(税務署や市役所から送付されている人)
- 社会保険料控除を受ける場合
- 住宅ローン控除を受ける場合
- …支払った金額が分かる書類(※)
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合
- …売買契約書のコピー、登記事項証明書、住民票、借入金の年末残高証明書など
- それらの保険料の控除証明書
- ◎ その他「雑損控除」「寄附金控除」なども領収書、証明書が必要
- 医療費控除を受ける場合
- ◎ 医療費の集計や収支計算書の作成などは事前に済ませて申告会場へお越しください。
- …支払った医療費の領収書(支払った金額を集計しておいてください)、保険などで補てんされた金額の分かる書類

▶ 市民税・県民税 出張申告相談

○いずれの会場も開催時間は1時間となります。

○確定申告(所得税)は受付できません。

受付・相談日	会場	時間
2月25日(火)	蔵持公民館	午前9時30分～午後1時30分
	名張公民館	午後1時30分～
2月26日(水)	薦原公民館	午前9時30分～午後1時30分
	桔梗が丘公民館	午後1時30分～
2月27日(木)	くにつふるさと館	午前9時30分～午後1時30分
	すずらん台市民センター	午後1時30分～

受付・相談日	会場	時間
2月28日(金)	赤目公民館	午前9時30分～午後1時30分
	つつじが丘公民館	午後1時30分～
3月4日(火)	錦生公民館	午前9時30分～午後1時30分
	梅が丘市民センター	午後1時30分～
3月5日(水)	箕曲公民館	午前9時30分～午後1時30分
	百合が丘市民センター	午後1時30分～
3月6日(木)	美旗市民センター	午前9時30分～午後1時30分
	比奈知公民館	午後1時30分～

※平成25年中に納付された国民健康保険税額(普通徴収分)、介護保険料額(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料額(普通徴収分)の各通知書は、1月23日(日)に発送しています。年金天引き納付分は年金の源泉徴収票でご確認ください。また、国民年金および国民年金基金の掛金については、領収書または証明書をお持ちください。